

アルフレート・ハーファーカーンプ著
大貫俊夫、江川由布子、北嶋裕 編訳
井上周平、古川誠之 訳

『中世共同体論』

——ヨーロッパ社会の都市・共同体 ユダヤ人——

渡邊 裕 一

本書には、トリリア大学中世史講座の名誉教授アルフレート・ハーファーカーンプの数多い業績の中から、編訳者三名が厳選した七編の論文が収録されている。著者の四〇年近くにわたる研究の展開と深化が一冊に凝縮されて、非常に読み応えのある論集となっている。いずれの論文もドイツで確かな評価を得てきた論考ばかりであり、ドイツ中世史を代表する研究者の成果がこうしてまとめて日本語で読めるようになったことは大変に喜ばしい。詳細な註も省かれることなくすべて掲載され、ラテン語史料には日本語訳も丁寧に施されている。著者の中世史家としての矜持を、氏の弟子でもある編訳者がしっかりと受け継いでいることの証であろう。昨今の日本の出版事情を踏まえれば、驚異的と言つてよい。内容を見ていこう。第一部「中世都市論の展開」は、「中世都市論」というよりも、中世都市の「見直し論」として読んだ方が

わかりやすい。

第一章「中世盛期・後期における「初期市民的」世界——地域史と都市社会の歴史」（一九七五）は、従来の研究を批判的に検証し、以後の研究の方向性を明確に打ち出した綱領的な論考である。本論文の発表当時は、法制史を中心に構築されてきた一九世紀以来の古典的な「中世都市」理解がいまだ学界のなかで大きな存在感を有しており、この点を踏まえておかないと、本論文のインパクトを正確に捉えることは難しい。古典学説に対する氏の眼差しは厳しく、鋭い批判が並ぶ。曰く、かつての基本テーゼは中世都市を封建体制内における革命的な要素として想定し、都市の「自治獲得の努力」にのみ注目してきた。都市共同体の本質的な要素として「宣誓共同体」を強調し、議論は自ずと「都市制度と都市法の成立問題に集中」した。その理論は非常に限られた数の史料から提唱されたにもかかわらず、一般的な妥当性を求めた。

その考察方法は作爲的と言わざるを得ず、すでに古典学説は行き詰まりを見せていると総括する。一方で、そのような理論的な考察から距離を置きつつ、地域史研究と密接に結びついた都市史研究の進展により、「宣誓共同体」理論はその地域的な有効範囲をますます狭めていき、従来重視されてきた「自由な」商人や自立した手工業者だけではなく、領主制に束縛された不自由な集団や階層——司教都市の「教会隷属民」、貢租納入民、家人など——が注目を集めるようになった。領主制的要素が強調されたことで、都市共同体の成立はもはや革命的な行為としてではなく、「領主制的要素と仲間団体的要素の相互性」によって特徴づけられた徐々に進展していくプロセスとして理解されるようになった。以

上を確認したうえで、著者は以後の研究の進むべき方向性として、都市・農村関係の解明や中世後期の都市社会史研究の充実化を具体的に提言する。現時点から振り返ると、これ以降、中世都市の本質が捉え難くなるといった法制史からの批判はたしかにあるものの、全体としては、氏の示した方向性に沿うような形で豊かな研究成果が続々と発表されており、ドイツ都市史研究のパラダイム転換に本論文が果たした役割の大きさは疑いないように思われる。

第2章「盛期中世の「聖なる都市」」は、F・グラウス編『中世の心性——方法的・内実的課題』（一九八七）に収録された寄稿論文である。トリーアなどのドイツ司教都市を対象に、都市印章の分析から、それらの都市が「聖なる都市」としての自己認識を有していたこと、そしてこれが都市ゲマインデの形成にも影響を及ぼしたことを説得的に論じる。天上のイエルサレムを模倣した「聖なる都市」イメージは、都市印章の図像に限らず、建築や典礼、行列などを通じて都市の聖化に寄与し、一二世紀半ばには、この自己表現は揺るぎないものとして定着したという。都市の聖化プロセスについては、一〇七二年に聖パウリヌスの墓所が発見されたトリーアを事例に、都市の有力者だけでなく、一般民衆や都市全体を巻き込んだ展覧が事細かに描かれ、地上の都市が救済史の枠組みに取り込まれることの社会的意義が問われる。

この問題提起を通じて著者は「都市の空気は自由にする」という標語でまとめられる古典的な中世都市理解に対し再考を迫り、都市の聖性・宗教性に光を当てることの意義を強調する。

これ以降、著者の関心は「中世都市」論からより広く「共同

体」論へと深化して、その対象も教会・修道院、兄弟会、ゲマインデへと拡大していった。「中世都市とは何か」という問いは後景に退き、都市の特殊性が強調されるのではなく、共同体の多様な諸形態の一つとして位置付け直されるのである。第II部「共同体の諸形態と宗教性・公共性」に収められた三編の論文は、その成果である。

第I章「共同体における生活——一二世紀における新旧の諸形態」は、G・ヴィーラント編『開花・変化・革新……一二世紀「ルネサンス」論への寄与』（一九九五）に収録された論文である。論集タイトルからもわかるように、一二世紀という時代をどう評価するかが重要な主題の一つとなっており、氏の共同体論が「一二世紀」論と密接に関連しながら展開したことがうかがえる。一二世紀は、文書化の進展により史料の伝来が豊富となり、修道院や都市の数も増加していくと同時に、教皇グレゴリウス七世（在位一〇七三〜八五年）からインノケンティウス三世（在位一一八八〜一二一六年）までの改革教皇期で教会の活動範囲が大幅に拡大した時代であった。

一一世紀末の修道士ベルノルトによると、「ドイツの多くの場所」で「共同体生活」が開花し、それに聖職者や修道士のみならず俗人も参加したという。彼らは神への愛から聖職者や修道士の従僕になり、キリストという手本を模倣していた。こうした共同体には俗人、とくに多くの女性も参加していた。こうした共同体の存在は一二世紀の証言からも確認でき、ここに「フミリアーティベギン、そしてフランシスコ会の修道士・修道女」まで続く「一つの伝統」が存在したと著者は指摘する。そのうえで、「宗教的

な」共同体と「世俗的な」共同体との間にどのような結びつきが存在したのかを問う。まず重要なのは、この時代に「教会（エクレシヤ）」の成り立ちに関する観念の変化と対立が生じたことである。「清貧な共同体生活」を志向し、俗人・女性も多く関与する動きに対し、教会組織はこれを問題視するようになる。そのなかで、「聖職者」と「俗人」が厳密に区別されるようになり、信徒共同体としてのエクレシヤは、組織化された「教会」という觀念へと変化したのだという。この変化は、人間同士の関係形成の仕方にも影響を及ぼし、共同体の新しい形態が模索されていった。さらに、この新しい形態の共同体形成には、それまでにないほど幅広い住民層が「助言と援助」を通じて参画していたという。その過程で、「共同での協議」が共同体生活の重要な規範となり、「公共善」が基本的な行動基準として定着していく。こうして宗教的な共同体の普及は、世俗的な共同体・ゲマインデ形成にも大きな影響を及ぼしたのである。とくに都市共同体では、修道的な生活形態として多様な選択肢を用意すること、つまり魂の救済のために多様な「市場機会（＝修道的生活の多様な選択肢）」を提供することが、「都市の聖性」の強化という面からも重要視された。さらに、修道院などの宗教的な共同体で確立された価値や組織形態は、各都市で叢生してくる兄弟会にも多大な影響を及ぼした。伝統的な支配の中核領域であった「ファミリア」のような古い共同体が機能しなくなるなかで、宗教的な基礎的価値、とくに慈善や隣人愛の精神が、原始教会への立ち返りのなかで再発見され、宗教心によって結合する兄弟会という形となって現れてきたと著者は指摘するのである。

著者によると、一二世紀は「闘争的な時代」であり、「新たなものが成長し古いものが乗り越えられた。こうして、しばしば暴力的な様相を呈する争いの中で共同体の基本形態が生まれ、以後存続していった」という。共同体の多くが緩やかな人的集団から制度的な組織体へとまとまっていく過程で、制度化および法制化への強い推進力も生まれ、そこから新しいコミュニケーションの回路と独自の「公共性」が形作られていった。

第2章「大鐘を鳴らして知らしめる」——中世の公共性について（一九九六）は、中世の共同体で形成されたこの「公共性」について分析する。本論文についてはすでに邦語でも優れた解説があり、ここでは中世西方ラテン世界の独自性に関する著者の見解を紹介するにとどめたい。著者によると、シマンドロンの伝統があるビザンツ・ギリシア正教会やイスラーム世界では、鐘と共同体の結びつきは確認できず、政治的自立と自治をある程度達成した法共同体としての地域共同体は、西方ラテン世界に特徴的な存在であるという。さらに、鐘はキリスト教の「洗礼を受けた」メディアであり、一〇世紀以降ドイツに登場してくるユダヤ人共同体には「鐘なくして都市共同体なし」の原則は当てはまらないという。比較史の視点からはたいへん興味深い指摘であるが、第三部の議論との整合性や、ビザンツ史およびイスラーム史研究からの異論も気になるところである。

第3章「一二、一三世紀における兄弟会とゲマインデ」（二〇〇六）は、盛期中世の社会秩序形成に関する基本要素としての兄弟会とゲマインデの意義を考察する。兄弟会とゲマインデは、どちらとも「友愛」の原則を本質的要素とし、宗教・祭祀にもとづく

兄弟契約の形態であるという共通点を持つ。どちらも多様な形態をとり得るが、家族的な結合を重視しており、核心において地縁的な結合である。兄弟会は、原則として対等な立場にある男性もしくは女性からなる団体で、長期的な存続を目指すのが通常である。自前の規約を持ち、役職者が任期付きで選挙される。兄弟会は、メンバーの現世での幸福や物故者の魂の救済を支援し、祭祀・追悼・司牧共同体として、「公共善」ないし「公共の利益」を追求する互助共同体でもあった。貧者のケアはとくに重視され、そこでは物質的な支援と魂の救済は密接不可分なものとみなされた。一方、ゲマインデの主な指標は、少なくともメンバーの大半が地元民で、その間で原則的な平等が確保された団体であること、そして住民あるいはその代表者が定期集会を開催し、慣習法あるいは領主から付与された法、もしくは共同体内部で取り決めた規約に基づいて共通する事案について決定を行うこと、また教会の周りに形成される祭祀・追悼共同体、あるいは慈善共同体に発展する可能性を有していることなどが挙げられる。

以上を整理したうえで、著者はさらに、その秩序構成原理に基づいて兄弟会とゲマインデの関係についてより抽象的な定式化を試みる。目標設定のあり方——ゲマインデは地元中心であったのに対し、兄弟会は地域的により広範囲に及ぶものが多い——や、法制化および文書化の時期のズレ——多くの場合、兄弟会はゲマインデよりも早い時期から法制化と文書化を推進する役割を果たした——などの相違点は見られるものの、宗教に基づく友愛原理と個々のメンバーの原則的平等、そして生者と死者による祭祀と魂の救済を目的として教会に集結する点など、共通点が多く確認

できる。また、ゲマインデや比較の大きな兄弟会では原則として集会は鐘により招集され、規約を含め関係者全員が守らねばならない決議が、共同で、あるいは代表者によって作成された。規約や義務に違反した場合の罰則規定にも似通った点は多い。さらに、平和維持や困窮したメンバーに対する物質的・精神的援助も、両者が共有する基本的価値観であった。とくに、自治のあり方やメンバーの除名については、根本的に異なる点は確認できないという。どちらも組織形態と目標設定が柔軟で変化に富んでおり、時代とともにその形態を変化させていったが、この柔軟性そのものも両者に共通する特徴であるとされる。以上の共通点を踏まえたうえで、兄弟会については、修道院と並んで都市共同体の宗教生活のきわめて重要な導き手となり、信仰の多様性と宗教的な「市場機会」の向上に貢献したことが強調される。一方ゲマインデについては、一般的にイメージされるような革命的な行為によって成立したものではないこと、都市および農村のゲマインデがいずれも宗教に根差した友愛を主要原理に形成されていたことが確認される。本論文は、従来のように封建制度の枠組みではなく、「キリスト教世界の形成と変容のダイナミズムとの関連から共同的紐帯の形成を考える共同体論ないしゲマインデ論の新たな方向性」を明確に示した論考として、氏の共同体論の集大成として位置付けられる。中世後期の兄弟会との関連性など疑問点もあるが、氏の共同体論が一二世紀論と密接に関連して展開されたことを踏まえれば、この点については他の諸研究を参照する必要がある。

第三部「キリスト教社会とユダヤ人共同体」には、著者のもう

一つの主要な研究領域である中世ユダヤ人史の業績から二論文が収録されている。いずれの論文でも、従来の中世ユダヤ人に関する一般的な理解——国王の保護下で「国庫の従僕」として金融業を営むユダヤ人イメージ——に対し、実証的な見地からその見直しが行われる。

第1章「中世アシケナジム空間におけるキリスト教徒とユダヤ人の「共同市民制」」（一九九六）では、まず一三〇七年にコーブレンツ都市共同体が発布した証書が紹介される。この年、ユダヤ人共同体がトリアア大司教の特権を遵守し庇護税（貨幣二〇マルク）を支払う見返りとして、コーブレンツの都市共同体は彼らを「われわれの共同市民として」あらゆる権利とともに迎え入れた。ここに、ユダヤ人共同体とキリスト教徒の共同体との「市民性」（市民権と原則的平等）にもとづいた共生のあり方¹が見いだせるという。著者はユダヤ人の定住史とその共同体の指導的身分・組織を確認したうえで、「共同市民制」の時代的・政治的背景として、トリアア大司教と都市コーブレンツの間で紛争が勃発し、都市共同体、都市領主、ユダヤ人共同体の関係性に変化が生じたことを重視する。一般にユダヤ人は、生存戦略として「一方で領邦君主・都市領主や王権と結びつき、他方で都市共同体と結び」ついたが、それは「いずれかが恣意的に振舞うことによつて少数派であるユダヤ人が被るリスクを減少させ」るためであった。コーブレンツの事例も、まさにそうした関係性の変化の中で捉えるべきとされる。しかし、この「共同市民制」は、ユダヤ人共同体を弱体化させる方向にも働いた。一四世紀、共同体内部の抗争と密接にかかわりつつ、共同体から離れて独自に活動する

個々のユダヤ人の割合が増加してくる。都市共同体や領邦君主が個々のユダヤ人と特別な協約を結び、個別の特許状を発行する事例も確認される。共同体の結束は緩み、新市民の受け入れやメンバーの排除にさいして、それまで通りユダヤ人共同体が定住強制権を自律的に行使することが疑問視されるようになっていく。こうして、ユダヤ人共同体は自らを存続させるという点で弱体化し、このことは黒死病時のポグロムの対応にも悲観的な影を落とすことになる。とはいえ、この「共同市民制」の存在が、英仏に比べてドイツで比較的多くのユダヤ人が長期にわたり定住を続けるうえで重要な役割を果たしたことは疑いない。この制度は「多くのドイツ都市に生きるユダヤ人にとって、国庫の従僕という形で「化石化した」国王や諸侯との関係よりも一層根本的なもの」であり、「ユダヤ人にたいする恣意的な振る舞いを制限」するのに大きく寄与したと著者は結論付けている。

第2章「一〇九〇年までのオットー＝ザーリアー朝における司教とユダヤ人の諸関係」（二〇二三）は、初期のユダヤ人入植について、とくに司教が果たした役割に注目する。一〇八四年、シユバイアー司教リユディガーは証書を発布し、ユダヤ人の経済的存立基盤を確保するため関税免除をはじめとした一連の権利にいわえ、教会財産から墓地用の土地を相続権とともにユダヤ人に与えた。また「シナゴグ長」の存在を承認し、「粗野な群衆の傲慢さによつて苦境に陥らないよう」ユダヤ人の住居を壁で取り囲んだ。時代は叙任権闘争の只中であり、マインツでは一〇七六年に大司教がグレゴリウス派に転向し、政争のなかで都市を追われる事態となっていた。権力の空白が生じユダヤ人の生存リスクが

増すなかで、リュディガーの証書はマインツのユダヤ人を呼び込むための募集要項として作成されたという。初期のユダヤ人入植の詳細がわかると同時に、司教の思惑を明確に跡付けることができる貴重な事例である。

続いて著者は、このシュパイアーの事例以前に、なぜドイツの大聖堂都市でユダヤ人の定住がほぼすべて同時期に行われたのかを問い、いくつかの都市の事例からこれを検討する。イタリアやフランスではより初期からユダヤ人の定住が確認でき、彼らがドイツに定住するためには他にもっと別の利点が不可欠であった。ユダヤ人にとっては、自分たちの身の安全を守ることがなにより重要であり、ドイツでこれを提供できたのは在地の大司教・司教であったことが豊富な事例から導き出される。九五五年のレヒフェルトにおける勝利は、以前にも増して大司教たちに裁量の余地を与え、とくに互いに親戚関係にあり、国王オットー一世とも近かったケルン大司教ブルン、マインツ大司教ヴェルム、トリアア大司教ハインリヒらによってユダヤ人定住の準備が進められたという。彼らは、一〇世紀中ごろからますますローマを模倣し、現世だけではなく、キリスト教救済史のなかでも自らの大聖堂都市の高い地位を表現しようと努めた。キリストを殺害しその罪で神により離散させられたユダヤ人には、キリスト教信仰が真理であることの生き証人として救済史的な役割が認められていた。そのためユダヤ人は「永遠の都」である大聖堂都市にはなくてならない存在であり、司教の葬儀にユダヤ人が臨席した記録が残されているのもその証拠であるという。大司教や司教はただ経済的・金融的な動機だけでユダヤ人定住に関心を持っていたわけ

はなかったのである。オットー・ザリア朝の王国でユダヤ人が定住したのは、司教の都市支配権が確立していた大聖堂都市に限られた。例外はヴォルムスで、ここでは皇帝がユダヤ人に対して特許状を発給し、その法的地位を保証した。しかしこれは、ユダヤ人の生存維持という点で難しい問題をはらんでいた。一〇九六年のボグロム時、皇帝は北イタリアに隔離されており、ユダヤ人保護の具体的な対策を講じることができなかった。その結果、八〇〇人以上のユダヤ人が迫害の犠牲となった。それに対し、在地の司教が保護の役割を果たしたシュパイアーでは、犠牲者の数は一名にとどまったという。こうして、この時代のユダヤ人にとって、王権や世俗の諸侯と比べ、司教こそがはるかに信頼のおける重要な支配者であったと著者は結論付けるのである。

以上、内容の紹介に終始してしまつた嫌いもあるが、各章で展開された議論や成果は、欧米学界でもすでに定評を得ており、それらが日本語で読めるようになったことの意義は大きい。しかも本書は、単に一研究者の研究成果の集大成というだけにとどまらない。ハーファーカーン氏は、長期にわたる大規模な共同研究プロジェクトを率いると同時に、本論集の編訳者も含め数多くの博士学生を指導し、重要な地域史の成果を着実に積み上げることで、研究の進展に大きく貢献してきた。氏率いるトリアア中世史グループは、間違いなくヨーロッパ中世史研究の一大潮流であり、氏の「中世共同体論」にもまた、共同研究プロジェクトや弟子たちの実証研究の成果が大いに生かされている。長期にわたる研究の深化の軌跡を一書に凝縮した点、そして共同研究プロジェクトの膨大な成果に支えられた論証の幅の広さ、この二点が本論集の

特徴であり、これを兼ね備えた類書はなかなか見当たらない。ドイツ中世史だけでなく、他の地域・時代の歴史研究者が読んでも学ぶところは多いだろう。

なお巻末に付された江川氏の「解説」は、都市史およびゲマインデ論の視点からハーファーカーンプ氏の研究の枠組みと意義を的確にまとめてくれており、たいへん有益である。さらに欲を言えば、本書のもう一つの軸であり、氏の「中世共同体論」を理解するうえで欠かせないキリスト教史および中世修道制の視点からの解説もあったならば、読者のさらなる理解の助けとなるだろう——この点は、もちろん今後別の機会があればだが、編訳者の一人で中世修道制を専門とする大貫氏へのリクエストとなろうか。

- ① 魚住昌良「ヨーロッパ中世の鐘と『共同体』——ハーヴェルカンブ教授の近業を中心に」『アジア文化研究別冊』（七、一九九七年）、中世の鐘については、池上俊一「ヨーロッパ中世における鐘の音の聖性と法行為『思想』（一一一、二〇一六年）も参照。
- ② 江川由布子「ドイツ学界における西欧中世共同体論の動向に関する一考察——都市ゲマインデ研究の新たな地平を探って」『比較都市史研究』（二九一、二〇一〇年）。
- ③ 河原温／池上俊一『ヨーロッパ中近世の兄弟会』（東京大学出版会、二〇一四年）など。

（四六判 四〇八頁 二〇一八年五月）

柏書房 六八〇〇円＋税

（福岡大学人文学部歴史学科）